

大阪府警察サイバーセキュリティ戦略推進委員会設置要綱の制定について

令和6年3月22日

例規（務）第35号

この度、別記のとおり大阪府警察サイバーセキュリティ戦略推進委員会設置要綱を制定し、令和6年4月1日から実施することとしたので、適切に運用されたい。

なお、「大阪府警察サイバーセキュリティ戦略推進委員会設置要綱の制定について」（平成27年11月27日例規（務）第88号）は、廃止する。

別 記

大阪府警察サイバーセキュリティ戦略推進委員会設置要綱

第1 趣旨

この要綱は、大阪府警察本部サイバーセキュリティ戦略推進委員会（以下「本部戦略推進委員会」という。）及び警察署サイバーセキュリティ戦略推進委員会（以下「署戦略推進委員会」という。）の設置及び運用について必要な事項を定めるものとする。

第2 本部戦略推進委員会の設置

1 設置

警察本部に本部戦略推進委員会を置く。

2 任務

本部戦略推進委員会は、サイバー空間の脅威に対して、警察組織の総合力を発揮した効果的な対策を推進するため、サイバー空間における情報の集約及び共有を行うとともに、人的基盤及び物的基盤の強化その他のサイバー空間の脅威への対処に関する事項について総合的な検討、調整等を行うものとする。

3 構成

（1）本部戦略推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

（2）委員長は、副本部長をもって充てる。

（3）副委員長は、次に掲げる者をもって充てる。

ア 警務部長

イ 生活安全部長

ウ 警備部長

エ 委員長が委嘱する大阪府情報通信部長

（4）委員は、次に掲げる者をもって充てる。

ア 各部長（警務部長、生活安全部長及び警備部長を除く。）

イ 警察学校長

ウ 高度情報推進局長

エ 第一方面本部長

オ 組織犯罪対策本部長

カ 犯罪対策戦略本部長

キ 万博対策本部副本部長

ク 各部参事官（高度情報推進局長及び組織犯罪対策本部長を除く。）

4 運営

（1）本部戦略推進委員会は、委員長が必要の都度招集し、議事を主宰する。

（2）委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する副委員長がその職務を代理する。

（3）委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、本部戦略推進委員会への出席を求めることができる。

5 幹事会

（1）本部戦略推進委員会に付議される事項について事前に検討及び協議を行うため、本部戦略推進委員会に幹事会を置く。

（2）幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。

- (3) 幹事長は、高度情報推進局長をもって充てる。
- (4) 副幹事長は、次に掲げる者をもって充てる。
 - ア 警務課長
 - イ 生活安全総務課長
 - ウ 警備総務課長
 - エ 委員長が委嘱する大阪府情報通信部通信庶務課長
- (5) 幹事は、次に掲げる者をもって充てる。
 - ア 各部の庶務担当課長（警務課長、生活安全総務課長及び警備総務課長を除く。）
 - イ 広報課長、会計課長、高度情報推進課長、サイバーセキュリティ対策課長及びサイバー犯罪捜査課長
 - ウ 総括監察官
 - エ 警務課次長
 - オ 警察学校副校長
 - カ 第一方面本部副方面本部長
 - キ 組織犯罪対策本部副本部長
 - ク 犯罪対策戦略本部副本部長
 - ケ 万博対策官
 - コ 警務課調査官（企画担当）
 - サ 委員長が委嘱する大阪府情報通信部情報技術解析課長
- (6) 幹事会は、幹事長が必要の都度招集し、議事を主宰する。
- (7) 幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ指名する副幹事長がその職務を代理する。
- (8) 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に対し、幹事会への出席を求めることができる。

6 作業部会

- (1) 幹事会に、必要により作業部会を置くことができる。
- (2) 作業部会は、幹事長から命ぜられた事項について専門的に検討及び協議を行い、その結果を幹事会に報告する。
- (3) 作業部会は、幹事長が指名する者をもって構成する。

7 庶務

本部戦略推進委員会及び幹事会の庶務は、サイバーセキュリティ対策課において行う。

第3 署戦略推進委員会の設置

1 設置

警察署に、署戦略推進委員会を置く。

2 任務

署戦略推進委員会は、警察署において推進すべきサイバー空間の脅威への対処に関する事項について検討を行い、検討を行った事項の推進を図るとともに、本部戦略推進委員会に対して意見及び要望を上申するものとする。

3 構成

- (1) 署戦略推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- (2) 委員長は、警察署長をもって充てる。
- (3) 副委員長は、副署長又は次長をもって充てる。
- (4) 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - ア 各課長（会計課長を副署長又は次長が兼ねているときは、会計係長）
 - イ 防犯コーナー室長
 - ウ 泉州警備派出所長
 - エ 空港警備派出所長
 - オ 直轄警察隊長
 - カ キタ特別警察隊長
 - キ ミナミ特別警察隊長

4 運営

- (1) 署戦略推進委員会は、委員長が必要の都度招集し、議事を主宰する。
- (2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、署戦略推進委員会への出席を求めることができる。

5 庶務

署戦略推進委員会の庶務は、原則として警察署総務課において行う。